

## 仕 様 書

### 1 役務名

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務

### 2 役務の概要

本役務は、札幌市における地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）のうち国税連携システムの運用に関して、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルセンタと連携し、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）回線を利用して、札幌市に設置する各クライアント操作端末（以下「端末」という。）と受託者が運営するインターネットデータサービスセンター内に設置されたサーバ（以下「受託者サーバ」という。）を接続して、LGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスにより、国税連携システムに係るデータを送受信する際に必要な機能を提供するものである。

### 3 履行期間

令和3年12月1日から令和4年8月31日まで

### 4 役務の内容

国税連携システムの運用に必要となる以下の業務を行う。

なお、本業務を遂行するにあたり、本仕様書に定められていない作業が発生した場合は、札幌市との協議によりその対応を決定するものとする。

札幌市が国税連携システムを運用するため必要となる以下のLGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスを提供する。

- (1) 本業務は、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成31年総務省告示第151号。以下「技術基準」という。）、機構が提供する仕様及び本仕様書に定める内容を満たすものであること。
- (2) 受託者と札幌市の接続はLGWAN回線を利用し、地方公共団体情報システム機構が定める関係規程類に準拠すること。また、札幌市のネットワークへの接続に際しては、札幌市の指示に従うこと。
- (3) 本業務で利用する端末及びプリンタの設置場所及び台数は以下のとおりである。  
なお、これらの機器の調達には本業務に含まれていない。

端末設置場所	所在地	端末台数	プリンタ台数
税政部市民税課	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階	1	1
中央市税事務所市民税課	札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階	2	1
北部市税事務所市民税課	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階	3	1
東部市税事務所市民税課	札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局庁舎2階	2	1
南部市税事務所市民税課	札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸3階	3	1
西部市税事務所市民税課	札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル2階	2	1
情報システム部システム管理課	札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 札幌市菊水分庁舎2階	2	2
計		15	8

(4) 端末の操作可能時間は少なくとも以下の要件を満たすこと。

なお、保守作業等により停止を行う場合は、緊急の場合を除き、停止日の14日前までに書面にて札幌市に通知を行い、承認を得ること。

<繁忙期：1～4月>

月～金曜日：8時30分から21時00分まで（※1）

土曜日：8時30分から24時00分まで（※2）

日曜日：0時00分から24時00分まで（※2）

※1 国税庁からのデータ送信期間が24時00分までとなる期間は端末も24時00分まで操作可能とすること。

※2 国税庁から土曜日及び日曜日のデータ送信が行われる期間のみ。

<通常期：5～12月>

月～金曜日：8時30分から21時00分まで

(5) 国税庁から受託者サーバに送信された確定申告書データを、札幌市税務基幹システムが自動で受信できる連携機能を提供すること。受託者サーバで受信したデータは、受信日の翌開庁日の8時30分までに札幌市が受信できる状態にすること。

なお、札幌市税務基幹システムのシステム改修は本業務には含まれていない。

(6) 上記(5)で、受託者サーバから札幌市税務基幹システムに送信する確定申告書データのうち、XMLデータ化されていないK S K分第二表等についても住民税の計算に用いるために数値化が必要である。受託者は機構が公開しているXMLデータのレイアウト（「所得税申告書等のデータ連携に係るインターフェース仕様書」）の項目と札幌市が指定する項目について、T I F F画像データをOCR処理によりXMLデータに変換し、いずれの項目（以下に記載）とも数値で補完して送信すること。

なお、上記記載のXMLデータへの変換処理については、操作者の手を介さずに自動的に実行されるものであること。

また、札幌市では税務基幹システムに取込後に数値データの整合性確認を行うため、

受託者は数値化したデータについて札幌市が指定するチェック（以下に記載）を実施し、当該チェック結果の情報をXMLデータに付加した上で送信すること。

＜XMLデータを必要とする項目＞※制度改正や札幌市税務基幹システムのシステム改修の内容によっては、項目に多少の変更が生じる場合あり

○機構が公開しているレイアウトのうち、K S K申告書第二表分について数値の補充が必要な項目 専従者給与額・同合計額、特例適用条文の有無、雑損控除\_損害金額、支払医療費・補てんされる金額、社会保険料控除合計、小規模企業共済等掛金控除合計、給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除\_都道府県市区町村分・住所地の共同募金会日赤支部分、条例指定分\_都道府県・市区町村

○札幌市が指定する項目 生命保険料控除（新・旧生命保険料の計、新・旧個人年金保険料の計、介護医療保険料の計）の支払額内訳、地震保険料控除の支払額内訳、個人番号（配偶者・扶養親族・年少扶養親族・事業専従者）、国外居住区分、一般株式等の譲渡所得有無

＜チェックを必要とする項目＞

○C R処理における読取ができなかった項目（この場合はエラーの項目について情報が必要）、読取が不正と思われる項目（値が1・11・7であるなど）、一表と二表と整合しない項目（雑損控除・寡婦控除・勤労障害控除）

(7) 国税庁から受託者サーバに送信されたデータは、受託者が運営するインターネットデータサービスセンターで7年間以上保存し、端末により照会、印刷及びダウンロードできる機能を提供すること。

なお、上記保存処理については、操作者の手を介さずに自動的に実行されるものであること。

また、契約の終了または保存期間満了に伴いデータを消去する場合は、本市の指示によりこれを行うこと。

(8) 運用開始前に、札幌市と協議を行い、以下の内容を盛り込んだA S Pサービス運用計画書を作成して、札幌市に提出すること。

ア 運用管理体制（業務責任者、主任担当者及び作業従事者の名簿を含む）、問い合わせ窓口及び緊急時の連絡先

イ 年間及び月間運用スケジュール

(9) 以下に定める運用支援を行うこと。

ア 機構の指示により端末のバージョンアップ等の作業が必要となった場合は、札幌市に事前に通知した上で、端末設置場所に技術者を派遣し、当該作業を実施する。

また、端末を新たに導入した場合に、端末として利用するために必要なセットアップ作業を行う。

イ 機構からの連絡事項など国税連携システム運用に必要な情報を札幌市に適宜提供すると共に、必要に応じて札幌市に助言を行う。

ウ 札幌市のネットワーク環境に変更が生じた場合に、関係する機器類の設定変更を

行う。

エ 札幌市からの問い合わせを受け付け、書面又は口頭にて回答する。

なお、問い合わせ窓口は、札幌市開庁日の8時45分から17時15分において受付を行うこと。

オ システム障害が発生した場合に、札幌市からの連絡又は受託者の異常検知に基づき、速やかに当該障害解消の対応を行う。

なお、札幌市からの連絡受付時間については上記エと同等とするが、緊急を要する場合は、受付時間外でも連絡が取れる体制を確保し、夜間休日を含めて対応すること。障害発生時や緊急対応に係る経費は別途発生しないものとする。

(10) 札幌市が受託者の変更等を行う場合には、データ移行等について、受託者は機構が策定した方法に従い、受託者の責任と負担において確実にデータ移行等作業を実施すること。

## 5 情報セキュリティに関する事項

(1) 受託者は、国税連携システムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、技術基準に定められたセキュリティ対策を実施すること。

(2) 受託者は、定期的に機構の監査を受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供すること。また、監査の結果を札幌市に報告すること。

(3) 機構による監査の結果、国税連携システムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有せず、又は、技術基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合、札幌市は受託者に対して、相当の期間を定め、当該監査に適合するための必要な措置を求めることができる。

(4) 前項の期間が経過した場合において、不適合が認められるとき、札幌市は自己の債務の履行を提供せず、本契約を将来に向かって解除することができる。

この場合に、受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、札幌市に対してその損害の賠償を求めることができない。

(5) 機構が、受託者に対し、監査の実施やネットワークセキュリティ確保等を行う目的のため、本業務に関する札幌市との契約書等の閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(6) 受託者は、契約締結後に札幌市と協議を行い、情報セキュリティ対策一覧の作成を行うこと。

(7) 受託者は、受託者サーバに保管されているデータを、受託者サーバが設置されている電子計算機室から持ち出ししてはならない。

(8) 受託者は、セキュリティ保全の対策状況を、札幌市へ定期的に報告すること。

(9) 受託者は、システム利用者の操作記録（ログ）を札幌市の指示により提供すること。

## 6 業務実施状況の報告

本役務履行期間中の業務実施状況について、業務月報を作成し、毎月報告するものとする。

## 7 成果品

以下の成果品を書面及び電子データにより札幌市へ提出すること。

- (1) 国税連携システム運用マニュアル
- (2) 業務月報

## 8 納品場所及び検査場所

札幌市財政局税政部税制課

## 9 その他

本仕様書に定められていない事項については札幌市と協議するものとする。